## ☆次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業について☆

次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)に基づき、一般事業主 行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定基準を 満たした県内の事業主は、高知労働局の認定を受けることができます。

今般高知労働局では、下記企業を次世代法施行後初めて認定いたしました。 認定を受けた企業は、認定マーク「くるみん」を広告、商品、求人広告につけ ことができます。

## 県内初の認定企業 株式会社 高知銀行

・「認定通知書交付式」を平成19年9月7日に高知労働局長室で行いました。

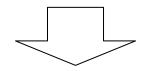
高知労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、株式会 社高知銀行を認定しました。

県内では認定第1号であることから、9月7日に高知労働局長室において、「認定通知書 交付式」を行いました。

株式会社高知銀行の主な取組みは、下記の通りです。

## □株式会社 高知銀行の行動計画の概要及び取組結果

- 1 行動計画の目標
  - (1)計画期間内に、育児休業の取得促進を実施する具体的には、男性従業員:1人以上、女性従業員:取得率70%以上
  - (2) 年次有給休暇の取得促進を実施する
  - (3) 定時退行日の設定



## 2 取組の結果

- (1) 男性従業員の育児休業者1名取得、計画期間中に出産した女性従業員のすべて が育児休業取得(女性従業員の取得率100%)
- (2) 年次有給休暇の一環として設けている「リフレッシュ休暇」の取得促進などを 各種研修会等を活用して周知することにより、年次有給休暇取得日数が増加
- (3) 定時退行日を設定し実施



認定を受けた企業は左の認定マーク(くるみん)を利用することができます。

「くるみん」には、赤ちゃんが大事に 包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ・ 会社ぐるみ」で子どもの育成に取組もう、 という意味が込められています。

このマークを求人広告、自社の商品や 広告、企業の封筒や名刺などにつけて社 外にアピールすることで、企業のイメー ジアップ、他社との差別化により優秀な 労働者の確保・定着が期待 できます。